

○解体工事業者の登録制度について

平成 26 年 6 月法律第 55 号により、「解体工事業者の登録制度(P13)」は、下記のとおり変更になりました。アンダーラインが修正箇所

● 分別解体・再資源化の発注から実施の流れ ⑥中

○技術管理者等による施工の管理

● 解体工事業者の登録制度 中

○適正な解体工事の実施を確保するために、解体工事業を営もうとする者の登録及び解体工事現場への技術管理者の配置等が義務付けられています。なお、土木工事業・建築工事業・解体工事業の建設業許可業者は、解体工事業登録は不要です。

○解体工事業登録を受けた者が、土木工事業・建築工事業・解体工事業の建設業許可を受けたときは、その登録の効力は失われます。

※ ただし、平成 28 年 5 月 31 日までに既にとび・土工事業の許可を取得して解体工事業を営んでいる者に対しては、平成 31 年 5 月 31 日までに限り、解体工事業登録は不要です。それ以降は、土木工事業・建築工事業・解体工事業のいずれかの許可を取得するか、解体工事業登録が必要となります。

● ◆技術管理者の要件 (主任技術者、監理技術者の要件とは異なります。)

● 注 2)登録講習実施機関：(公社)全国解体工事業団体連合会

● ※なお、建設業法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 55 号)が、平成 28 年 6 月 1 日に施行されました。

● 削除：

※なお、平成 27 年 4 月 1 日からの施行に併せて、建設業法施行令についても、以下の改正が行われます。

※なお、公布日から 2 年を超えない範囲内において政令で定める日に施行

● 解体工事業許可業者(建設業法)の主任技術者・管理技術者の要件は、下記HPをご覧ください。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/160601.html>